東海美術連盟会則

第１条（目的）　本連盟は、東海村の美術運動を通じて地方文化の向上と会員相互の研鑽及び親睦を図る事を目的とする。

第２条　(名称)　本連盟は、東海美術連盟と称する。

第３条（事務所）本連盟の事務所は、理事長宅に置く。

第４条（事業）　本連盟は、次の事業を行う。

（1）　美術展　（2）研究会　（3）写生会　（4）その他の事業

第５条（会員資格）　1、本連盟の会員は、連盟の目的に賛同する美術愛好家とする。

2、本連盟の会員は、東海村に居住または勤務する者とする。但し、本人が希望し東海村の美術活動をしている村外者も認める。

第６条（役員）　本連盟は次の役員を置く。

（1）理事長　１名（2）副理事長　１名（3）顧問　若干名

（4）事務局長　１名（5）事務局員　若干名（6）理事　若干名

（7）副理事　若干名（8）会計　１名（9）会計監査　２名

（10）文化協会評議員　１名

第７条（役員選出、任期）

1、役員の選出は総会において選出する。

2、理事長の任期は２年とし、その他の役員の任期は１年とする。但し再選は妨げない。

第８条（運営）　1、本連盟は、個人の自由および権利を侵害しない事を基本的理念とし、民主的かつ自主的に運営する。

2､本連盟は､年１回以上の総会と適時開かれる役員会により運営する。

第９条　(資金)　本連盟は、会費、助成金、寄付金等を資金とする。

第10条（会費）　1、会費は年額　￥4,000 とする。

2、途中入会の新会員は次年度まで月額　￥400 の会費を納入する。

第11条（会計）　本連盟の会計年度は、４月１日に始まり３月末までとする。

第12条（退会）　1、会費を２年間未納の時。故意に会の秩序に反する時。

2、その他自己申告による。退会者は退会届を提出する。

付則　1、慶弔規約　　1）本人死亡の場合　　￥10,000

2）配偶者死亡の場合　￥5,000

付記　1、1975 年２月 16 日　東海美術同好会会則として総会で承認される。

1、1977 年４月 23 日　東海美術協会に名称変更する。

1、1977 年 11 月６日　文化協会の理事および評議員を役員に追加する。

1、1985 年２月　　文化協会の連盟化に伴い名称、会則等を変更する。支部制発足。

1、1986 年 2 月　　会費を年額　￥3,000 とする。慶弔規約を設ける。
1、1988 年 2 月　　実行委員会制度を設ける。
1、1989 年 2 月　　事務局員、副会計制度、会費未納と退会、休会を設ける
1、1995 年 2 月　　会員資格および退会条項を改訂。役員を追加。
　　会費を年額　￥4,000 とする。その他文面を整える。
1、2004 年 3 月　　渉外理事の追加、会計年度の変更、実行委員長の削除。その他
　　文面の整理。
1、2008 年 3 月　　ｱｰﾄﾛｰﾄﾞ派遣員の削除、渉外理事の人数変更及び語句の適正化。
1、2012 年 2 月　　退会 2 項に文面を追加。付則の休会についての文面を抹消。
1、2018 年 3 月　　渉外理事の名称を顧問と変える。
、